



第6章

史跡由義寺跡の保存管理

- 第1節 保存管理の方向性
- 第2節 保存管理の方法
- 第3節 追加指定
- 第4節 公有化



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章



第1節 保存管理の方向性

「保存管理」の基本方針
I. 史跡由義寺跡（地下の遺構・遺物、出土遺物）を適切に保存管理する。
II. 由義寺関連遺跡群の全体像を解明する。

上記の基本方針を達成するための「保存管理」の方向性は以下のとおりである。

【方向性】

- I. 史跡を適切に保存管理するために、史跡由義寺跡の本質的価値とその構成要素を把握し、それらを損なうことなく保存をする方法や、文化財保護法に基づく現状変更の許可に関する取り扱い基準等を定める。
さらに、史跡由義寺跡の本質的価値を構成する瓦等の出土遺物についても、適切に保存管理できるよう検討する。
- II. 史跡由義寺跡の本質的価値をさらに明らかにするため、考古学、文献史学、建築史学などによる総合的かつ計画的、継続的な調査研究を進める。
史跡指定地外に広がっている由義寺の寺域について、全体像を解明するための発掘調査を実施する。さらに発掘調査及び研究の成果を踏まえ、史跡由義寺跡の適切な保存に向けた追加指定等の基本的な方針を検討する。



第2節 保存管理の方法

(1) 史跡由義寺跡を構成する諸要素と保存管理の方法

史跡の本質的価値を次世代へと確実に伝達するため、第3章で史跡由義寺跡を構成する諸要素を「Ⅰ. 本質的価値を構成する要素」と、本質的価値を構成する要素ではないが「Ⅱ. 保存活用するために必要な要素」とそれ以外の「Ⅲ. その他の要素」に分けた。さらにⅡについては「①保存管理に必要な要素」と「②本質的価値を伝えるために必要な要素」に細分した。

この各分類内容とその史跡を適切に保存管理するための方法は下記のとおりとする。

① 本質的価値を構成する要素

史跡由義寺跡の「Ⅰ. 本質的価値を構成する要素」となる地下の遺構・遺物は、現状保存が原則であり、それらに影響を与える現状変更はできない。将来の追加指定地においても同様である。地下の遺構・遺物に影響を与える可能性があるときは、事前の発掘調査を行い、保存に影響のないことを確認する。

現状の史跡指定地は、盛土によって地下の遺構・遺物は保存されている。そのため、将来の本格的な史跡整備においては、地下の遺構・遺物に影響を与えない範囲で整備を行う。

また、史跡由義寺跡の本質的価値を構成する瓦、金属製品等の「出土遺物」については、調査研究及び将来の活用、整備に備え、適切に管理するとともに、一括して収蔵管理できる場所の確保に努める。

② 本質的価値を構成する要素以外の諸要素

史跡由義寺跡の「Ⅰ. 本質的価値を構成する要素」以外の諸要素のうち、「Ⅱ. 保存活用するために必要な要素」として、史跡を適切に保存管理するための施設は仮整備段階で盛土に収まるように設置されている。そのため、史跡の保存には影響を与えない。これらの諸要素は、「①保存管理に必要な要素」（管理用通路、フェンス、雨水排水路、土地境界標等）と、「②本質的価値を伝えるために必要な要素」（史跡標識、史跡説明板等）に、それぞれ分類して適切に管理する。

そして、「Ⅲ. その他の要素」は、本質的価値に直接かかわらない要素で、既存の水路や電柱がある。当面の間は原則現状維持とし、新たな設置は認めない。

なお、将来実施される本格的な史跡整備においては、新たな施設の整備や既存施設の撤去、移築等の可能性があるが、それらに伴って加わる諸要素の具体的な保存管理の方法は、今後策定する整備基本計画等で検討する。



表 6-1 史跡を構成する要素の保存管理

構成要素の分類		保存管理の方法	
I. 本質的価値を構成する要素	由義寺に関する地下に存する遺構・遺物（「地下の遺構・遺物」）	<ul style="list-style-type: none"> ・現状保存が原則である。 ・現状は盛土下にあるが、現状変更の必要が生じた時は、事前に発掘調査を行い、地下の遺構・遺物の保存に影響のないことを確認する。 	
	出土遺物：瓦・土器・金属製品等	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に保存管理し、公開等の活用、調査研究に備える。 	
本質的価値を構成する要素以外の諸要素	II. 保存活用するために必要な要素	①保存管理に必要な要素	<ol style="list-style-type: none"> 1) 管理用通路 2) 雨水排水路 3) フェンス 4) 土地境界標 5) 車止め <ul style="list-style-type: none"> ・現状維持を基本とするが、本格的な史跡整備等で変更の必要が生じた時は、史跡の保存活用に影響がないよう設置場所を検討する。
		②本質的価値を伝えるために必要な要素	<ol style="list-style-type: none"> 1) 史跡標識 2) 史跡説明板 3) 史跡案内板 4) 基壇表示盛土 <ul style="list-style-type: none"> ・本質的価値を伝えるために必要なものであるため、現状維持とする。 ・設置場所等の変更について検討する。
III. その他の要素	水路、その他工作物（電柱等）	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の施設については、当面の間は現状維持を原則とし、新たな設置は認めない。 ・既存の施設の補修・改修等については、設置者と協議を行い、史跡指定地外への移設を検討する。 ・原位置で補修・改修する場合は、既存の掘削範囲内でとどめるなど、史跡の保存管理及び将来の活用・整備に影響がない範囲で認める。 	

(2) 現状変更の取り扱い

① 現状変更の取り扱い方針

史跡由義寺跡の本質的価値を恒久的に保存するため、史跡指定地は、現状保存が原則である。

そのため、史跡の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、国（文化庁長官）に申請を行い、許可を受けなければならない。（文化財保護法第125条第1項による「現状変更等の制限」）。

また、現状変更終了後は、速やかに終了報告を提出しなければならない（参考資料 P158：①文化財保護法、P161：④特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則）。

② 現状変更の取り扱い

現状変更の取り扱いにあたっての申請等は、市教育委員会が窓口となる。

史跡由義寺跡の適切な保存・活用に資することを目的として、期間を限って実施され



るイベント等については、主催者は事前にその内容を市教育委員会、大阪府、文化庁と協議し、必要に応じて申請を行い、許可を受けた上で実施することができる。

将来の本格的な史跡整備の実施にあたっては、現状変更申請を行う必要があるが、具体的な整備の内容及び設置する施設等については、今後策定予定である整備基本計画等で検討する。

③市教育委員会による許可

史跡由義寺跡の本質的価値を損なうことがなく、史跡に与える影響が軽微なものや史跡の保存管理、活用のために必要なもの、及び文化財保護法施行令第5条第4項第1号イ～チ（参考資料 P159～161：②文化財保護法施行令、③文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について）に基づくものに限り、市教育委員会で許可することができる。

イベント等の実施時における舞台等の仮設物は、工作物の設置にあたることから市教育委員会へ事前に申請を行い、許可を受けることが必要である。なお、イベント終了後は、仮設物を速やかに撤去し、原状回復をしなければならない。

④現状変更の許可を要しない行為

（参考資料 P157：①文化財保護法第125条第1項ただし書）

- ・ 史跡がき損又は衰亡している場合の原状回復及び応急措置等の維持の措置
（維持の措置の範囲・参考資料 P161：④特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条）
- ・ 非常災害のために必要な応急措置を執る場合
- ・ 保存に影響をおよぼす行為で影響の軽微なもの

上記のき損等が生じた際、原状復旧及び応急措置の工事等を行う場合は、き損または衰亡の事実を知った日から10日以内に「き損届」（文化財保護法第127条の適用による第33条）を、復旧に着手する30日前までに「復旧届」（文化財保護法第127条）を届け出る必要がある。復旧終了後は、速やかに終了の報告が必要である。（参考資料 P157～158・P162：①文化財保護法、⑤特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則）。

除草及び樹木の剪定、清掃等の日常的な維持管理については、史跡の保存に影響がない限り、許可申請は不要となる。但し、新たな植樹や植替えについては、事前協議、申請が必要である。



第3節 追加指定

由義寺関連遺跡群（由義寺を中心として由義宮を含む遺跡を総称：第1章第2節（2）参照）全体の保存を図るため、史跡指定地だけでなく、史跡指定地周囲に広がる周知の埋蔵文化財包蔵地について、追加指定を検討する。

（1）追加指定の方向性

史跡由義寺跡は、由義寺の一部であり、寺院を構成する建物の位置や規模等、その寺域及び伽藍は明らかになっていない。そのため、発掘調査によって由義寺に関する新たな遺構を確認する必要がある。特に史跡指定地に隣接する地域については、調査に基づいて追加指定を検討する。さらに、由義宮を含めた由義寺関連遺跡群の調査研究を進め、保存に向けた検討を行う。

追加指定にあたっては、由義寺関連遺跡群に関する調査研究の学術的な成果・知見を踏まえるとともに、発掘調査等によって発見された新たな遺構について、文化庁及び大阪府、土地所有者等と調整を図り、進めていく。

（2）追加指定の進め方

①学術的な発掘調査の実施

由義寺の寺域が広がると想定される史跡指定地に隣接する北側の一部は、市街化調整区域であり、原則、開発事業が行われない地域である。

この地域には、由義寺や由義宮などの存在を示すような「宮前」、「北倉」、「古屋敷」、「堂ノ後」などの小字名が数多く残っている。由義寺関連遺跡群を構成する遺跡として、適切に地下の遺構を保存できるよう、土地所有者と調整するとともに、学術的な発掘調査の実施を検討する（図6-1）。なお、この学術的な発掘調査を検討する区域については、今後の調査の進展を受けて、適宜見直しを行う。

学術的な発掘調査によって寺院等に関する遺構や遺物を確認した場合、史跡由義寺跡の一体的な保存、さらに由義寺関連遺跡群としての保存についても留意・検討する。

②開発事業等に伴う発掘調査による状況の把握

史跡指定地周辺の開発事業については、早期に把握できるように努め、文化財保護法第93条もしくは94条に基づく届出・通知等があった場合は、その内容によって、十分に事前の遺構確認調査を行い、その状況等を把握する。

記録保存のための発掘調査を行う場合においても、保護を要すると考えられる遺構を確認した場合は、文化庁及び大阪府、開発事業者等との調整を速やかに行い、追加指定に向けた協議を行うこととする。



- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章**
- 第7章
- 第8章
- 第9章
- 第10章
- 第11章
- 第12章

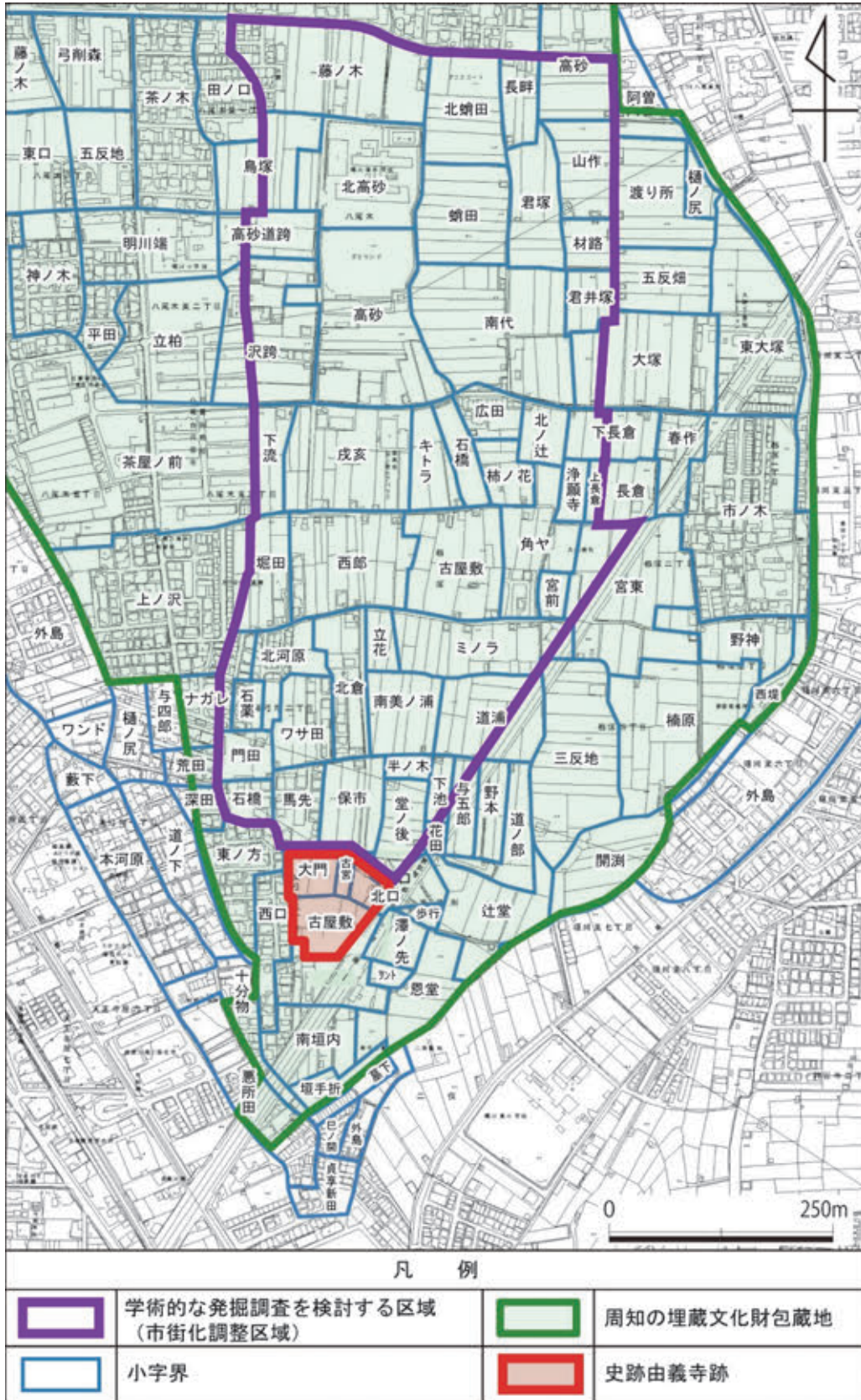


図6-1 小字名及び本計画に基づく発掘調査を検討する区域



③由義寺関連遺跡群の調査研究

由義寺関連遺跡群について、考古学、文献史学、建築史学などの観点から調査研究を総合的かつ計画的、継続的に進める。

これら調査研究の成果を、文化財施設等での展示や冊子の刊行等によって積極的に公開することにより、その保存活用に対する市民意識の向上と郷土の歴史への愛着を醸成し、追加指定に向けた市民理解につなげていく。

調査研究の具体的な内容については、次のとおりである。

【考古学】

- ・由義寺関連遺跡群に関わる遺構、遺物についての考古学的検討

【文献史学】

- ・由義寺関連遺跡群に関わる文献史料等に基づく由義寺及び由義宮の位置、称徳天皇や道鏡の事績等の考証

【建築史学】

- ・古代の寺院や宮殿の建物に関する諸事例をもとにした基壇や建物の上部構造の復元等についての調査研究



第4節 公有化

現状の史跡指定地は、既に公有化されているため、ここでは、第3節で示した将来、追加指定された土地及び活用に必要な土地について、公有化の方向性を定める。

【積極的な活用・整備に必要な土地の公有化】

史跡由義寺跡、さらに由義寺及び由義寺関連遺跡群の効果的な活用のために必要な土地の公有化を進める。具体的には史跡由義寺跡の周辺及び隣接地が想定され、活用の内容や範囲、さらに土地の確保に必要な期間等を検討した上で、無理のない公有化の計画を定める。

【適切な保存管理に必要な土地の公有化】

史跡の適切な保存管理に必要な現状変更の規制に対する対応が困難な場合や、現状の土地利用の継続や相続等による土地所有が困難になった場合については、土地所有者と協議し、土地境界確定等の条件が整い次第、速やかに公有化を検討する。